

令和6年4月8日

豊川市政記者クラブ加盟社 各位

豊川市ホテル・バンケットルーム出店奨励金制度の創設

令和6年度より、観光交流人口の増加、滞在時間及び消費額の拡大を図り地域経済の活性化に寄与するため、市内で新たにホテル又はバンケットルームを出店する事業者等に対し奨励金を交付します。

記

1 交付対象となる設置事業者

市内において新たにホテル又はバンケットルームを設置し、運営する法人又は個人（既存の施設を新たに取得・改修して設置する場合や、運営を第三者に委託する場合があります。）

2 交付対象施設

（1）ホテル

旅館業法第2条第2項に規定する旅館・ホテル営業の用に供する施設で、客室数を50室以上設置し、観光・ビジネス等の利用に応える運営を行う宿泊施設。

（2）バンケットルーム

大規模な会議や展示会、宴席等の用に供する施設で、宴席は単一の会場において着席により100席以上の対応が可能な施設。

3 奨励金の種類・金額

（1）宿泊施設等設置奨励金

- ① 対象施設の営業を開始した日以後、最初に課税された年度から起算して5か年度分の当該宿泊施設等に係る固定資産税（土地・家屋・償却資産）及び都市計画税に相当する額。固定資産税等を納付した翌年度に交付するものとし、1年度あたりの交付限度額は1億円とする。
- ② 対象施設の所在が中心拠点・地域拠点（豊川市立地適正化計画に規定された都市機能誘導区域）にある場合は100%、それ以外の場合は80%の額。
- ③ 複合施設の場合は用途ごとの床面積で按分し、宿泊施設等の用に供する部分に係る固定資産税等に相当する額を算定する。

（2）雇用促進奨励金

対象施設に係る新規雇用従業員（※1）1人につき30万円（上限は1,200万円とし、1回のみ交付）。

（※1）宿泊施設等の設置に伴い、事業者の認定日から宿泊施設等の開業日の1年後の日（以下「雇用基準日」という。）までの間に、当該宿泊施設等の



運営に従事するため新たに雇用された者で、雇用保険法に規定する被保険者のうち、次に掲げる要件のいずれにも該当する者をいう。

- ① 雇用基準日から1年以上継続して雇用されていること。
- ② 雇用日から雇用基準日の1年後の前日までの間、継続して市内に住民登録をしていること。
- ③ 複合施設の場合は、宿泊施設等の運営に専従する者であること。

4 交付対象となる設置事業者の要件

- ① 対象施設の建物を自己所有すること。
- ② 対象施設を自己所有の土地又は借地権を有する土地（10年以上の借地契約）において整備すること。
- ③ 宿泊施設等の設計・建設又は運営に関し、十分な資金力を有すること。
- ④ 自ら運営を行う場合は、宿泊施設については概ね10年以上、バンケットルームについては概ね3年以上の飲食店等の運営実績を有すること。
- ⑤ 開業後少なくとも10年間営業を継続する意思を有すること。
- ⑥ 市税等を滞納していないこと。
- ⑦ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項に規定する風俗営業又は同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業を営んでいないこと。
- ⑧ 事業主体及び法人の役員が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団、同条第6号に規定する暴力団員又は当該暴力団若しくは当該暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。
- ⑨ 宗教上の組織又は団体でないこと。
- ⑩ 本市の観光振興、地域貢献活動に積極的に参加し、又は協力する意思を有すること。
- ⑪ 宿泊施設等の建設、事業の運営にあたり、その他必要な法令等に定めのある手続きを経ること。

5 事業者の認定申請

工事に着手する日の30日前までに認定申請が必要です。

6 その他

詳細は下記QRコードをご参照ください。



（市ホームページ）

【お問合せ先】

豊川市商工観光課観光係 担当：佐野、滝川、栗田 TEL:0533-89-2140